

R8 竹田市生成 AI 活用業務委託 仕様書

1 委託業務名

R8 竹田市生成 AI 活用業務委託（以下「本業務」という。）

2 委託期間

本業務における委託期間は、契約締結の翌日から令和 9 年 3 月 31 日とする。

3 目的

本仕様書は、竹田市で利用する生成 AI サービスの調達及び運用支援業務を委託するにあたり必要な仕様及び業務内容を定めるものとする。

受託者は、業務を実施するにあたり、この仕様書に記載のない事項であっても、業務の性格上、当然実施しなければならない事項や、竹田市と受託者が協議して定めた業務については、これを受託者の使用人に徹底し、業務の遂行にあたらせること。

4 全体スケジュール

本業務における全体スケジュールは、以下のとおりである。事業の実施においては、このスケジュールを参考に具体化し、竹田市の承認を得て、計画的に進めること。

ア 契約締結から 1 か月以内：設計・設定、運用テスト、マニュアル整備

イ ア以降：サービス本格運用開始、定例会（月 1 回）、
職員向け研修、高度活用支援（RAG 機能支援等）

5 生成 AI の機能要件等

（1）サービスの形態

ア クラウドサービス（SaaS 型）であり、ブラウザ画面から当該サービスを利用できること。

イ Microsoft Windows 11 Pro (64bit) に対応できること。

ウ Microsoft Edge を用いて利用できること。

エ 竹田市の LGWAN 接続系端末から LGWAN 環境を経由して利用できること。

オ LGWAN-ASP に登録されているサービスであること。

（2）情報漏えいの不安のないセキュアな環境

ア 入出力された情報が、生成 AI の学習データとして二次利用されないこと。

イ 原則として入出力内容が LLM サーバに保存されないこと。生成 AI モデルにより異なる場合は、利用するモデルを管理者が設定・制限できること。

ウ 本市が入出力したデータは、本市以外の外部から利用・閲覧できないように適切なアクセス制限を行うこと。

- エ 原則としてインターネットから LGWAN へファイルを受け渡す場合には、ファイル無害化処理（サニタイズ）を行うこと。ファイル無害化処理を行えない場合は、管理者側でファイル出力可能な生成 AI モデルを利用しないように設定できること。
 - オ 原則として日本国の法律および締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータ保存され、日本国に裁判管轄権があること。生成 AI モデルにより異なる場合は、利用できるモデルを管理者が設定・制限できること。
- (3) 本市が保有する情報を踏まえた回答 (RAG 機能)
- ア 庁内ドキュメントを用いた検索拡張生成機能 (RAG 機能) を標準で備えていること。
 - イ 管理者により、参照用のドキュメントのアップロード、インデックス化、削除が容易に行えること。
 - ウ 組織内情報を参照しない通常の対話モードと、RAG モードの切り替えが UI 上で容易に行えること。
- (4) 職員のプロンプト入力サポート
- ア 行政実務（起案文作成、要約、翻訳等）に適したプロンプトテンプレート集を初期状態で提供すること。
 - イ ユーザが作成した有用なプロンプトを、所属組織や全庁で共有・引用できる機能を有すること。
 - ウ 管理者およびユーザの利用方法をわかりやすく記載したマニュアルを提供すること。
 - エ PDF、Excel、Word、画像ファイル、音声データ等をプロンプトに添付し、内容解析を行えること。
- (5) 管理者の管理機能
- ア 管理者により、ユーザの新規登録・削除が CSV 等で一括して行えること。
 - イ 契約期間中におけるユーザごとの入出力ログを確認できること。また、入出力ログを CSV 等で出力できること。なお、契約更新後も過去ログを継承できること。
- (6) 大規模言語モデル (LLM) の水準
- ア 提供するサービスにおいて、以下の二つの利用枠（標準モデル枠および高度モデル枠）を同時に提供すること。
 - イ 標準モデル枠：日常的な業務（簡易な要約、文章作成、高速処理等）に適したモデルとして、以下のモデル（またはこれらと同等以上の性能を持つモデル）の内、1 つ以上を全アカウントで月間の文字数（トークン数）無制限で利用可能であること。
 - (ア) Gemini 2.5 Flash

(イ) GPT-4.1 mini

(ウ) Claude 4.5 Haiku

ウ 高度モデル枠：高度な処理（RAG 検索、複雑なプログラミング、高度な推論等）に適した最新モデル（GPT-5.5、Gemini 3.1 Pro、Claude Sonnet-4.6、又はこれらと同等以上の性能を持つ最新モデル）について、全庁総量で月間 350 万文字以上の利用枠を確保すること。

(7) 画像生成機能

ア 生成された画像は、標準的なファイル形式（JPEG、PNG、または背景透過処理が可能な形式等）でダウンロードが可能であること。

イ 印刷物（広報誌など）への使用に耐えうる高解像度（例：300dpi 以上、または長辺 2000 ピクセル以上など）で出力・ダウンロードできること。

6 規模要件

(1) 利用者数

ア アカウント数は本市職員（340 人以上）とし、ライセンス不足による利用制限がないこと。

イ 同時接続数についても 30 人以上を許容するインフラ構成であること。

(2) 料金体系

ア サービスの利用量（質問回数、回答回数、入出力された文字数・トークン数、連携データ量等）に応じた従量料金ではなく、定額の料金体系とすること。

イ 利用量の想定

(ア) 標準モデル枠：月間利用量無制限

(イ) 高度モデル枠：月間 350 万文字以上

7 その他要件等

(1) 信頼性要件

ア 開庁時間において、99.9%の稼働率を目標とすること。

イ 本サービスの提供にあたり、開庁時間は月曜日から金曜日（祝日、12 月 29 日から 1 月 3 日を除く。）の 7 時 30 分から 18 時 15 分とする。

ウ 稼働率とは「稼働率＝（サービス提供時間－サービス提供不可時間）／サービス提供時間」で算出するものとする。

エ サービス提供不可時間は障害・メンテナンス等によりサービス提供が不可であった時間とする。

オ サービス提供不可時間は障害によりサービスが停止した時間から障害が解消され、サービスが復旧した時間まで、及び受託者がメンテナンスのために予め告知したサービスを停止した時間をいう。なお、メンテナンスについては実施前

に管理者に通知を行うこと。

8 設計・運用保守要件

(1) 設計・運用保守

- ア 月1回の定例会を開催し、利用状況分析や改善提案を行うこと。会議は原則としてWeb会議で行う。
- イ 本市の要請に応じて、当該サービスの利用等に関する職員向けの研修を1回以上行うこと。
- ウ 研修形式（対面方式・オンライン方式・ハイブリッド方式）については、本市と受託者の協議の上決定する。
- エ なお、研修状況を撮影・動画化し、本市組織内で閲覧できるものとする。
- オ システム管理者からの問い合わせに対し、電話・メールで対応すること。
- カ 月1回の定例会を通じ、利用ログの客観的なデータ分析に基づき、業務時間削減効果等の定量的効果測定（KPI 設計及び分析）を行うこと。
- キ 運用の中で職員から GOOD/BAD 等のフィードバックが収集できた場合、それに基づき、契約期間中に定期的な RAG チューニング（精度向上に向けた調整）を行うこと。

9 納品要件

(1) 成果物一覧

No	成果物名	内容	提出時期
1	運用資料一式	マニュアル等をまとめた資料	契約締結後1か月以内（サービス本格運用開始前まで）
2	研修資料一式	職員研修に使用する資料	研修日の一週間前まで
3	報告書兼定例会資料一式	課題管理表など定例会で使用する資料	毎月10日まで
4	議事録	打合せ、会議等の資料	打合せ等終了後7日以内

(2) 納品に係る条件

- ア 納品物は電子ファイルで納入するものとし、全て日本語表記とすること。
- イ 納品物は、「Microsoft Word」、「Microsoft Excel」、「Microsoft PowerPoint」を利用したファイル形式で作成すること。それ以外の形式での提出を希望する場合は個別に確認すること。

ウ 納品物は受託者の責任でウイルスチェックを行い、安全であることを確認すること。

(3) 納入場所

〒878-8555 大分県竹田市大字会々1650 番地
竹田市 デジタル推進課

10 実施体制

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっての責任者を配置すること。
- (2) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む）の名簿とその連絡先を明記したプロジェクト実施体制表を、本契約締結時に提出すること。
- (3) 原則として、契約期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、本市に申し出ること。
- (4) 本市との連絡対応の窓口を一本化し、即時に対応できる体制を確立すること。

11 その他留意点

- (1) 生成 AI サービス関連の提供目的以外の目的で、インプットされた情報、当該インプット情報の処理成果、アウトプットされた情報を原則として利用・保持しないこと。
- (2) 情報セキュリティインシデント・生成 AI システム特有のリスクケースによる被害を最小限に食い止めるため、原因を特定するための情報やデータを本市の求めに応じて合理的な範囲で提供すること。また、サービスの停止や情報セキュリティインシデント・生成 AI システム特有のリスクケースの原因を特定し、改善措置を講じること。
- (3) 生成 AI サービスの期待品質が満たされなくなった場合等において、そこから生じる被害を最小限に食い止めること。また原因を特定し改善措置を講じること。
- (4) 受託者は、業務遂行上必要と認められるものであって、本仕様書に定める事項に疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、本市と別途協議し、決定するものとする。
- (5) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とする。